第五章第二節又は第六章第三節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）又は三三・七五六一メガヘルツ（デジタル放送の標準方式第五章第三節又は第六章第五節に定める標準方式に準拠する方式を用いる場合に限る。以下この条において同じ。）の周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比

(三)　搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルを減数とした場合における搬送波のレベルとの差（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。六の項において同じ。）

五　搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）によるヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）

六　搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）によるヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）

七　その他の妨害波及びひずみ（いずれもヘッドエンドにおける第一中間周波数の入力端子から受信者端子までのものに限る。）

第十九条第二項第一号の表を次のように改める。

区別	条件
搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から保安装置までで又は受信用光伝送装置の出力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	(一)　受信者端子において、搬送波の変調の型が四相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、九デシベル以上 (二)　搬送波のレベルと雑音（保安装置又は受信用光伝送装置の出力端子から受信者端子までであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が二四デシベル以上であること。
別図第十一で示す値以下	映像、音声その他の音響又はデータに障害を与えないものであること。
搬送波のレベルと妨害波（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にあるものに限る。）のレベルを減数として求められる値（搬送波のレベルを減数として求められる値とする。六の項において同じ。）	(一)　単一周波数による妨害にあっては、次のいずれかであること。 八相位相変調の変調の型式が四相位相変調又は搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、マイナス一三デシベル以下 (二)　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九三までの一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、マイナス一四デシベル以下 (三)　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一九七までの一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、マイナス一九デシベル以下
搬送波のレベルと当該搬送波の反射（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）によるヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信者端子までのものに限る。）のレベルとの比	(一)　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の九三までの一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一三デシベル以上 (二)　搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一九七までの一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一七デシベル以上

第十九条第二項第二号の表を次のように改める。

区別	条件
総務大臣が別に告示する方法を用いて算出した搬送波のレベルと雑音（ヘッドエンドにおける第一中間周波数の搬送波の入力端子から受信用光伝送装置の入力端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比	搬送波のレベルと雑音（受信用光伝送装置の入力端子から受信者端子までのものであって、当該搬送波の周波数を含む二八・八六メガヘルツ又は三三・七五六一メガヘルツの周波数帯幅の範囲にある全てのものに限る。）のレベルとの比が二四デシベル以上であること。
(一)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、九デシベル以上 (二)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一四デシベル以上 (三)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一七から一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一五デシベル以上 (四)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一五から一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一八デシベル以上	(一)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が四相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一二デシベル以上 (二)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が八相位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一七デシベル以上 (三)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一七から一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、一九デシベル以上 (四)　受信者端子において、搬送波の変調の型式が符号化率一二〇分の一一五から一六値振幅位相変調となっている搬送波及び当該搬送波に係る電磁波の場合にあっては、二一デシベル以上